# 社会福祉法人さつき会 介護老人福祉施設 鷹栖さつき苑 運営規程

### 第1条(事業の目的)

この規程は、社会福祉法人さつき会が経営する介護老人福祉施設鷹栖さつき苑(以下「施設」という。)が行う介護老人福祉施設の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、介護支援専門員、介護職員及び看護職員等の従業者(以下「職員」という。)が入居者に対して、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、介護老人福祉施設での適切なサービスを提供することを目的とする。

## 第2条 (運営の方針)

施設の職員は、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、 社会生活上の便宜の供与、その他必要な日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療 養上の世話行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ とができるようサービスの提供に努める。

- 2 施設の職員は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

#### 第3条 (施設の名称等)

事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設鷹栖さつき苑
- (2) 所在地 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目2番7号

### 第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
  - 管理者は、施設職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)介護支援専門員 1名以上(兼務) 施設サービス計画の作成等を行います。
- (3) 生活相談員 1名以上(兼務) 利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- (4) 介護職員および看護職員 17名以上 利用者の日常生活全般にわたる介護業務、利用者の保健衛生管理及び看護業務を 行います。
- (5) 医師 1名(非常勤) 利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。
- (6) 管理栄養士 1名以上 食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。

## (7)機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

#### 第5条(利用定員)

施設の利用定員は50名とする。

## 第6条(設備及び備品等)

- (1) 居室 施設は、入所者の居室に、ベッド・枕元灯・ロッカー・ナースコール等を 備品として備えています。
- (2) 静養室 施設は、入所者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、介護職員又は看護職員室に隣接して設けます。
- (3)食堂

イそれぞれ必要な広さを有するものとします。

ロ 必要な備品類を備えています。

- (4) 浴室 施設は、浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者の ための特殊浴槽を設けています。
- (5)洗面所及び便所 施設は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けています。
- (6) 医務室 施設は、入所者の診療・治療のために、医務室(医療法に規定する診療 所)を設け、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えています
- (7) 施設は、入所者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

#### 第7条(契約及び運営)

(1) 内容及び手続きの説明並びに同意及び契約

施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を 交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します

(2) 受給資格等の確認

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・ 要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

(3) 入退所

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議します。

- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入所者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行います。
- 7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## 第8条 (施設サービス計画の作成)

施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画作成介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入所者やその家族の希望及び入所者について把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の立案について入所者及び家族に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握します。

#### 第9条(サービスの取り扱い方針)

施設は、入所者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入所者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入所者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入所者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、入所者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 施設は、サービスを提供するに当たって、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画 一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 施設は、サービスを提供するに当たって、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護老人福祉施設の評価を常に 見直すことで改善を図ることとします。

### 第10条(介護の内容)

介護に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に 資するよう適切な技術をもって行います。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、また清拭を行います。
- 3 施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、おむつを適切に交換します。
- 5 施設は、褥そうが発生しないように適切な介護を行います。
- 6 施設は、前各項に規程するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させます。
- 8 施設は、入所者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせません。

## 第11条(食事の提供)

食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に 行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う よう努めます。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食 7:30 ~8:30 昼食 12:30 ~13:30 夕食 18:00 ~19:00

### 第12条(相談及び援助)

施設は、常に入所者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者 又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を 行います。

#### 第13条(社会生活上の便官の供与等)

施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を 設けます。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

### 第14条(機能訓練)

施設は、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

#### 第15条 (健康管理)

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

### 第16条(入所者の入院期間中の取り扱い)

施設は、入所者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね 3 か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設

に円滑に入所できるよう配慮します。

### 第17条 (利用者負担の額)

利用者負担の額を以下のとおりとする。

(利用料金から介護保険給付額を除いた金額を自己負担額とする)

- (1) 利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担額
- (2) 利用者の該当する加算の合計金額の自己負担額
- (3) 居住費及び食費に係る自己負担額
- (4) 介護保険の給付対象とならないサービス料
- 2 居住費・食費

(重要事項説明書に記載の料金により支払いを受ける)

- (1) 利用料として、居住費・食費。
- (2)「居住費」及び「食費」については、国が定める負担限度段階(第1段階から3段階まで)の軽減措置が適応された場合は、負担限度額証に示す金額を負担する。
- 3 介護保険の給付対象とならないサービス

(重要事項説明書に記載の料金によりご負担いただく)

- (1) 特別な居室の提供を行ったことに伴う必要な費用
- (2) 特別な食事の提供を行ったことに伴う必要な費用
- (3) おやつ・飲み物代
- (4) 理美容代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用 であって、入居者が負担することが適当と認められる費用
- 4 施設は、前各項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

### 第18条 (施設の利用に当たっての留意事項)

入居者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (2) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (3) その他管理者が定めたこと。
- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします

#### 第19条 (利用料の変更等)

施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事 由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

# 第20条 (緊急時における対応方法)

職員は、サービス実施中に、入居者の病状に急変その他の緊急事態が発生したときは、 速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。 2 入居者に対するサービス提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を 速やかに行うものとする。

### 第21条(非常災害対策)

施設は、非常災害に対する具体的(火災、風水害、地震等)計画を作成し、防火管理者 又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため年2 回、定期的に避難・救出訓練を行う。

## 第22条(虐待の防止のための措置に関する事項)

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能) を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じる と ともに、市町村へ報告する。

## 第23条(身体的拘束等の禁止)

施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する 行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

### 第24条(職員研修)

施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、 事業体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後3カ月以内
- (2)継続研修 年2回

#### 第25条(秘密保持)

職員は、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 職員であった者に、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

# 第26条(その他運営に関する留意事項)

この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人さつき会と施設の管理者が協議して定める。

附 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年5月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年6月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成26年2月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。 附 則
- この規定は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この規定は、令和5年 2月1日から施行する。